

石川県公報

平成26年12月2日

第12754号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効 (薬事衛生課)	1
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (同)	1
公 告	
○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	2
○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	2
○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (同)	2
○土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	3
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告 (同)	3
○肥料登録有効期間更新公告 (農業安全課)	3
○入札公告 (警察本部)	4

告

示

石川県告示第535号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「Isabella AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「angelina AROMA BOOST 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Dream」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「MAX Fire Bird」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「apoLLo」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ASH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「Arisa」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。)

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

平成26年11月28日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第536号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1-(3,4-ジメトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- (2) 1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- (3) 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類
- (4) 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ノナン-1-オン及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

平成26年11月28日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
松 江 泰 弘	県内全域	羽咋市松ヶ下町松ヶ下6-1 松江外科胃腸科医院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
水 口 雅 之	県内全域	金沢市鞍月5丁目219番地 水口内科クリニック
前 川 実 生	〃	〃
酒 井 美 智 子	〃	金沢市三口町土377番地 舞クリニック
金 昌 基	〃	金沢市長土堀2丁目6番15号 長土堀クリニック

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
馬 場 國 男	加賀市手塚町サ150番地 独立行政法人国立病院機構 石川病院	平成26年10月31日
佐々木 久 雄	〃	〃
吉 田 弘 範	〃	〃
柴 田 修太郎	〃	〃
北 原 征 明	〃	〃

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を平成26年12月3日から平成27年1月8日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
小 塩 辻 第 2 地 区	県営老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	加 賀 市 役 所

土地改良事業計画の変更認可申請を適当とする決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を平成26年12月3日から平成27年1月8日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
加賀市土地改良区	非補助土地改良事業 (維 持 管 理)	変更に係る土地改良事業画書の写し	加 賀 市 役 所

肥料登録有効期間更新公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の 名称及び住所	登 録 の 有効期限
石 川 県 第203号	貝化石肥料	クレイン特 2号	アルカリ分 35.0%	公定規格のとおり	グリーン産業有限会社 白山市鶴来水戸町ネ80 番地	平成32年 12月18日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年12月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

深夜業務従事者の健康診断

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成27年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成26年12月12日（金）までに5(1)の提出場所に提出すること。（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(2) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認の結果の通知は、平成26年12月15日（月）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成26年12月16日(火) 正午(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成26年12月16日(火) 午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 聴聞控室

6 入札方法

入札金額は、1(1)の健康診断実施1人当たりの健診料の単価額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

